

第2章 自然が息づくまち (自然環境)

第1節 生物多様性の保全再生

1. 概要

生物の生息環境への配慮や生態系の保全・再生を図るためのよりどころとして、平成18年3月に「市川市自然環境保全再生指針」を策定し、市有林等の管理作業や整備等について適用を進めました。平成20年6月に生物多様性基本法が制定され、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から進めていくための基本的な計画（生物多様性地域戦略）の策定が求められるようになりました。そこで、自然環境に関する施策をいっそう効果的に推進するとともに、市民や事業者など多様な主体との協働による取り組みを進めていくため、平成26年3月に「生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。同戦略は、自然のサイクルを考えて2050年を最終目標年次とし、短期（2020年）、中期（2025年）、長期（2050年）の3段階の目標を設定し、市民、団体、事業者、教育・研究機関など様々な主体との協働により推進していくこととしています。

まず、短期目標としている2020年を目指して、生物多様性の保全等に関する配慮を市の様々な施策に浸透させるとともに、多様な主体との協働により生物多様性の状況や推移を把握するためのモニタリング調査を実施するなど、生物多様性に関する理解を広めていくための取り組みを進めていきます。

2. 生物多様性の保全再生

(1) 自然環境の調査・把握

本市の自然環境の実態を把握するために種々の調査を実施し、政策の立案、普及啓発の基礎資料としています。

これまでに実施した主な調査としては、生物の生息状況を調査した自然環境実態調査、三番瀬とその周辺海域の底生生物等の調査、河川や遊水池の水生生物生態調査などがあります。

令和元年度は、春季から秋季にかけてカラスの生息実態調査を行いました。

(2) カラス生息実態調査

調査は令和元年5月から9月にかけて実施しました。

市川市及び近接地域における大規模集団ねぐら（真間山ねぐら、藤原ねぐら）において、夕方にねぐら入りするカラス類の数を計測したところ、2つの大規模集団ねぐらの合計で3,827羽でした。

平成19年9月に調査した結果と比べて、カラス類が約34%減少していることがわかりました。

また市内10箇所調査ルートを設定し、ごみ集積所の管理状況を調査したところ、カラス類によると思われる被害を受けたごみ集積所の数及びごみ集積所周辺のカラス類の分布数は、いずれも平成19年1月に調査した結果と比べて減少していることがわかりました。

■カラス類の生息数

調査場所	平成19年9月	令和元年9月	前回調査との比較
	カラス類の数	カラス類の数	
真間山ねぐら	1,883羽	1,125羽	△40% (△758羽)
藤原ねぐら	3,950羽	2,702羽	△32% (△1,248羽)
計	5,833羽	3,827羽	△34% (△2,006羽)

■ごみ集積所の状況等

	平成19年5月	令和元年5月
ごみ集積所数	348箇所	378箇所
ごみ飛散対策済の集積所数	220箇所	322箇所
被害を受けた集積所数	25箇所	7箇所
ごみ集積所周辺のカラス類の数	44羽	34羽

※一部調査ルートの変更があったため、共通する8箇所のみ比較

※2km区間の数値を掲載

(3) 生物多様性いちかわ戦略

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことといわれ、生態系、種、遺伝子の3つのレベルの多様性があるとされています。市川市は台地や谷津、川や海など多様な自然に恵まれ、個性豊かな生きものが暮らす土地であり、現在でも、市域の各所に特徴のある自然が残され、神社仏閣などの織りなす文化的景観や近代的な街並みとともに「まちの魅力」となっています。

一方、都市化の進展により、自然環境間のつながりや人と自然のつながりなど、自然に根差した地域のつながりが薄れつつあるのが現状です。

総合計画のまちづくりの基本理念の一つに自然との共生を掲げた市川市として、大切な自然環境を将来の世代に伝えるとともに、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を進めるため、生物多様性基本法第13条に基づき、平成26年3月に生物多様性いちかわ戦略を策定しました。

○生物多様性いちかわ戦略の概要

- ・ 基本理念 市川市において、生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくために、自然を中心とした様々なつながりの形成を進めていく。
- ・ 基本戦略
 - ①生物多様性の保全・再生（自然と自然をつなげる）
 - ②豊かな文化と景観の保全・創出（文化と文化をつなげる）
 - ③様々な人や組織との協働（人と人をつなげる）
 - ④生物多様性の持続可能な利用（人と自然と文化をつなげる）
- ・ 目標年次 短期目標：2020年、中期目標：2025年、長期目標：2050年
- ・ 行動計画 基本戦略ごとに具体的な行動計画を定めるとともに、短期目標である2020年に向けて実施していく施策を列挙。
- ・ 戦略の推進 市、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の役割と協働による推進体制を記載。

■生物多様性いちかわ戦略策定の経緯

年度・月	項目	概要
平成13～15年度	自然環境実態調査	自然環境保全再生指針策定のための基礎調査として市内全域の自然環境の実態調査を実施
平成18年3月	市川市自然環境保全再生指針策定	全国的にも先駆けとなった自然環境への配慮指針を策定
平成20～22年度	河川遊水池等水生生物生態調査	生物の生息環境間の「つながり」の把握を目的に、生物の回廊（移動経路）の役割を担う河川の生物調査を実施
平成23年度	生物多様性地域戦略策定に着手	先進事例調査 環境活動団体への事情聴取（5回） 素案の作成
平成24年度	生物多様性地域戦略(案)の作成	素案の修正 市民への普及啓発事業（3回） 市川市環境審議会への状況報告（3回） ・専門委員による講演 ・現地視察 ・取組み状況の報告
平成25年5月17日	第1回市川市環境審議会	仮称「生物多様性いちかわ戦略（案）」 諮問～審議
平成25年7月8日 ～8月6日	パブリックコメントの実施	意見提出者数 23名 延べ意見数 82件
平成25年8月27日	第2回市川市環境審議会	仮称「生物多様性いちかわ戦略（案）」審議
平成26年1月28日	第3回市川市環境審議会	仮称「生物多様性いちかわ戦略（案）」 審議～答申
平成26年3月	生物多様性いちかわ戦略策定	生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくため生物多様性基本法第13条に基づき策定

(4) 生物多様性モニタリング調査

平成26年3月に策定された「生物多様性いちかわ戦略」の進捗管理を図るため、市川市内の自然環境・生物多様性の保全状況やその推移を把握することを目的に実施しています。

【調査の推進体制】

①市民等モニタリング

自然環境や生きものに関心を持つ市民・環境団体・事業者を募集し、「調査員」として登録することにより、各主体との協働で調査を進めています。調査員数は令和元年度末時点で131名です。調査員からは、市が定めた指標生物29種を中心に、市川市内で発見した生きものを市へ報告していただきました。また、これらの情報は、市のGISシステム「いちかわ生きものマップ」で市民へ公開されています。

■市民等モニタリングの調査実績（平成27年度より開始）

年度	植物	哺乳類	爬虫類	両生類	鳥類	昆虫類	クモ類	その他	計
H29	30件	1件	7件	7件	61件	39件	4件	162件	311件
H30	32件	0件	7件	5件	42件	32件	10件	235件	363件
R1	35件	0件	13件	5件	55件	32件	12件	354件	506件

※「その他」は指標生物以外の種

※調査期間：平成29年3月～平成30年2月、平成30年3月～平成31年2月、平成31年3月～令和2年2月

②鳥類ラインセンサス調査

自然環境に関する専門的な知識・経験を有する市職員（自然環境政策専門員）が、市内に定めた16の地点を定期的に調査し、それぞれのフィールドで確認される代表的な野鳥（シンボル種）の統計をまとめています。

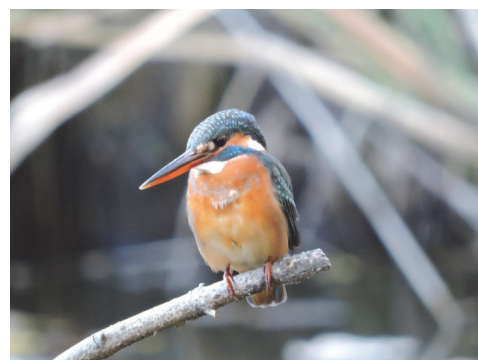
■鳥類ラインセンサス調査実績（平成27年度より開始）

	里山環境のシンボル種		樹林地のシンボル種		草地・水辺のシンボル種	
	メジロ	ウグイス	コゲラ	アカゲラ	セッカ	ヒバリ
H29	578羽	132羽	107羽	1羽	56羽	24羽
H30	713羽	83羽	147羽	1羽	40羽	12羽
R1	1,104羽	146羽	151羽	5羽	48羽	11羽

※調査期間：平成29年3月～平成30年2月、平成30年3月～平成31年2月、平成31年3月～令和2年2月

【評価方法】

2つの調査で得られた生きものの情報を比較・分析し、4～5年以上の長期的視点から、自然環境や生物多様性の経年的な変化を捉えます。この調査結果は、「生物多様性いちかわ戦略」を推進する上での貴重な資料となります。



市川の身近な自然と多様な生きもの

(5) 斜面林等（樹林地）の保全や確保

樹林地の保全や確保については、平成16年に定めた「市川市みどりの基本計画」において「樹林地を守り活用する」ことを施策の体系に位置づけています。

①都市緑地

都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を目的として「都市公園法」に基づいて指定しています。

本市では江戸川河川敷緑地の他、じゅん菜池緑地や国府台緑地、斜面林を中心とした斜面緑地など、これまでに49地区76.16haを指定し緑地の保全に努めています。

②緑地保全協定

本市の樹林地は、台地と低地の境に帯状に分布する斜面林や北部の台地を中心に約121.5ha（市域全体の約2.2%）あり、良好な都市景観を構成するうえで重要な役割を果たしていますが年々減少しつつあります。

そこで、残り少なくなった民有樹林地を保全するため、昭和48年4月21日、山林所有者の会の「市川みどり会」及びその他の山林所有者と市との間で「緑地保全に関する協定」を締結しました。現在も協定期間を延長しながら保全に努めています。

(6) 多様な動植物の保護保全

①天然記念物の指定

学術上貴重であると判断された動植物については、文化財保護法に基づき天然記念物に指定し、保護を図っています。現在市内で天然記念物の指定を受けているものは、国・市合わせて6件あります。内訳は植物が4件、昆虫が2件で、いずれも生育地周囲の環境変化の影響を受けやすいものです。

I. 千本イチョウ（国指定 昭和6年2月20日）

市川市八幡、葛飾八幡宮境内

II. 伊弉諾（イザナギ）神社のハリギリ（市指定 昭和54年4月24日）

市川市堀之内、伊弉諾神社境内

III. 愛宕神社のイチョウ（市指定 昭和58年11月3日）

市川市北国分、愛宕神社参道入口

IV. 禅照庵のマキ（市指定 昭和58年11月3日）

市川市北国分、禅照庵

V. ヒメアカネ（市指定 昭和51年6月12日）

市川市大野・大町地区（大町公園）

VI. ヒヌマイトトンボ（市指定 昭和51年6月12日）

江戸川の左岸（市川市稲荷木）、河川敷のアシ原



千本イチョウ

②希少生物の保存：イノカシラフラスコモの保護保全

イノカシラフラスコモは、昭和32年に東京都の井の頭公園を源流とする神田川の上流部で発見された車軸藻という藻類の一種で、日本固有の種です。その後平成28年5月に再発見されるまで、井の頭公園では生育が見られなくなり、長い間絶滅したと考えられていました。ところが、昭和61年に市川市中国分のじゅん菜池緑地にあるジュンサイ育成池において、自生が確認されました。

イノカシラフラスコモは現在、井の頭公園以外では市川市のじゅん菜池緑地が唯一の自生地です。平成12年に発行された環境省のレッドデータブックにおいて、絶滅危惧種の「絶滅危惧Ⅰ類」として記載されました。また、平成21年に発行され、平成29年3月に改訂された「千葉県保護上重要な野生生物―千葉県レッドリスト植物・菌類編<2017年改訂版>」でも「最重要・重要保護生物」として記載されています。こうしたことから、その保護保全に努めています。

3. 生き物の生息の場の保全再生

生物多様性いちかわ戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、残された自然を保全・再生するとともに、自然と自然をつなげて生き物のネットワークを創出していくことを目指しています。

生態系の保全・再生にあたっては、生物多様性いちかわ戦略に基づいて、自然環境間のつながりに配慮しながら、地域や事業ごとに考えていきます。

(1) 樹林地の生態系保全

本市の樹林地は、北部の台地斜面を縁取るようにわずかに残されている小規模な斜面林等が主要なものになっています。これまでその多くは、里山として人とのかかわりや日常の手入れによって維持され、結果として生物多様性の高い樹林地生態系が保全されてきました。

しかしながら、社会状況の変化によって、これまでのような日常の手入れを行うのが困難になっているのが現状です。その結果、樹林地の価値や管理のあり方、樹林地生態系の状況が変化してきています。そこで、生物多様性いちかわ戦略に基づいて、市有林の管理や整備、民有林の取得を進めています。

①国府台緑地

「新規取得緑地の管理基本方針の策定」

国府台緑地は、約5.1haのまとまった樹林地で平成16年度に一部取得を開始し、平成17年度に都市緑地として都市計画決定しました。

都市緑地としての整備方針を定めるにあたり、学識者、地域住民、公募市民からなる「国府台緑地検討ワークショップ」を開催し、提言を受けました。本市では、その提言等を基に整備方針案を策定し、パブリックコメントを経て整備方針を決定しました。樹林地としての生物多様性を維持していくことを基本として、用地の取得などの事業を推進しています。

②じゅん菜池緑地

「既存の緑地公園の管理方針の変更」

じゅん菜池緑地は、本市の北西部に広がる緑地のひとつで、里見公園、国府台緑地、小塚山公園（小塚山市民の森）、堀之内貝塚公園、堀之内緑地などを結ぶ緑の回廊を形成しています。開設から30年近くが経過し、管理方針の見直しが課題となっていました。

平成18年度に、じゅん菜池緑地全体の管理方針を庁内プロジェクトにより、検討しました。その結果、自然環境ゾーンと位置づけているエリアのあり方について、管理目標、管理方針、管理配慮事項をとりまとめました。

③小塚山公園（小塚山市民の森）

「国の公共事業による自然復元に合わせた樹林地の管理目標の設定」

国が事業を進めている東京外かく環状道路の道路施設の一部が、公園北側の樹林部分に抵触していることから、市では、道路事業に影響を受ける地域の自然環境の保全策として、できる限りの樹林の保全を要望しました。その結果、工事にかかる樹林地部分の樹木を仮移植し、工事終了後に樹木を復元することになり、平成24年度に一部の仮移植が完了しました。

本市では、小塚山公園全体の樹林地のあり方について国と協議し、管理目標を定めました。さらに市民ボランティアとの協働によるモデル的な管理地を設け、目標とする樹林の姿へ近づけるための管理方法を検討しています。

④柏井町2丁目緑地他

「ボランティアによる緑地保全計画の策定」

平成18年度から平成23年度まで実施した「市川市緑と花の市民大学」の修了生等による市民ボランティア団体と市が協働で緑地の保全にあたっています。

ボランティアは実地調査を行い、市と協議を行いながら整備計画を作成しました。計画には、人と自然の触れ合いと生物生息環境としての樹林地生態系保全へのバランスの取れた配慮を盛り込んでいます。

⑤大柏川第一調節池緑地

「管理者による管理計画の策定方針の設定」

調節池の掘り込み部分に、大小15箇所のを池を整備して水辺を再生し、平成19年6月に開設されました。市民団体などによる管理作業等に活用するため、開設当初より管理方針が設定されています。

(2) 水辺や湿地等の生態系の保全

①行徳近郊緑地の生態系保全

行徳の地は、かつて、広大な干潟とそれに接する湿地帯になっていました。

この地域が開発されるに際し、宮内庁新浜鴨場に隣接した一部を野鳥の生息地として保全することになり、昭和45年に新浜鴨場を含む83haが首都圏近郊緑地保全法に基づく「行徳近郊緑地保全区域」及び「行徳近郊緑地特別保全地区」に指定されました。さらに、昭和54年に鴨場を除く56haが鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく県設の「行徳鳥獣保護区」に指定され、

都市化の進んだ地域での貴重な自然環境として、今日まで保全されています。

行徳近郊緑地をいっそう良好な野鳥の生息地とするためには、海域部分の浅海化や干潟の造成、潮の干満の差を確保する水門の拡張など、多くの課題が残っています。なお、内陸性湿地での環境学習の機会の確保や市民が気軽に自然を楽しめる場の整備の一環として、令和2年度に行徳野鳥観察舎が新たに開館します。行徳近郊緑地の自然に親しむ機会の提供については、野鳥の生息に影響を及ぼさない範囲で検討する必要があります。

また、この湿地は東京湾三番瀬の後背湿地として連続した生態系を有しているため、今後は広域的な観点からあらゆる生物を含めた生態系についても検討する必要があると考えられます。

②大町公園自然観察園の生態系保全

湧き水ときれいな小川が流れる湿地には、サワガニ、ホトケドジョウ、スナヤツメ、ヘイケボタルなど、現在本市ではここにしか生息していない生きものが多数観察できます。谷の両側の斜面林は、湿地の環境と連続した多様な生物の生息環境となっています。

今までにこの自然観察園で観察、記録された植物は400種、昆虫類が380種、鳥類が100種をそれぞれ超えています。

多くの谷津が埋立てや開発によって本来の姿を失ってしまった現在では、大町公園自然観察園は、本市ばかりでなく東葛地域に残された数少ない貴重な谷津です。

湧き水の湿地と連続した斜面林の多様な生態系は貴重であり、今後も湧き水、湿地、斜面林の状態を維持することが必要です。

現在は、自然博物館の学芸員の指導による市民ボランティアが湿地の維持管理に参加する試みも行われています。

(3)情報の提供や保全意識の啓発活動

地域の自然環境、生態系を保全していくことは、行政のみでなく、市民やNPO法人、民間事業者などの関わりが欠かせません。広く地域の自然環境に対する関心と理解を高めるため、様々な情報提供や環境学習の機会や場の提供を進めています。

①自然観察ガイドマップの配布

地域ごとの自然を紹介した「いちかわ自然観察ガイドマップ」等を生活環境整備課窓口で配布しています。

②観察会などの実施

市民の方々へ市川市内の自然環境への関心を持つきっかけを提供する「自然環境講座」や、生物多様性についての理解を事業者など幅広い主体へと広めるための講演会などを開催しています。

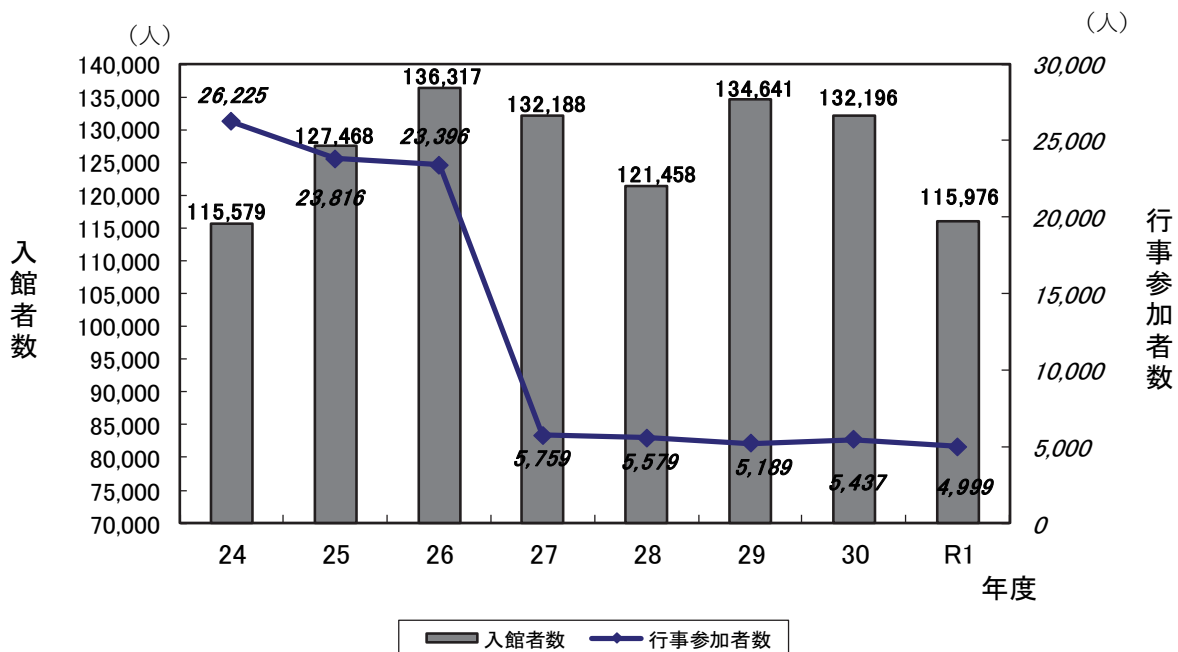
③市立市川自然博物館の活動

自然博物館は動植物園と併設され、本市の自然環境や動植物を対象分野として、資料の収集、保管、資料を活用した調査研究、展示、教育普及などを行っています。

博物館内では、「身近な自然、身の回りの自然」をテーマとして市内の自然のありさまや動植物について紹介しています。多くの標本や映像資料と共に、カエルや昆虫類などの飼育展示を積極的に取り入れ、来館者に好評です。

また、大町公園自然観察園に隣接しているため、身近な自然体験や自然観察のための案内や紹介を、四季を通じて行っています。

■ 自然博物館の利用者数の推移



※行事参加者数（外部サービス利用者数）について
 主催事業の参加者数に学校や市民団体に対する自然体験支援や講師派遣などの対象者全般の人数を加えています。
 平成27年度は行事の項目について見直しを行っている。

第2節 自然とのふれあいづくり

1. 概要

生物多様性いちかわ戦略では、生物多様性を保全するとともに、その恵みを将来の世代に引き継いでいくための持続可能な利用を進めていきます。そこで、自然と触れ合う場や機会を提供していくために、身近な自然を大切に、緑地や水辺などを再生していくことが必要になります。緑地については、みどり豊かな施設や空間を保全するだけでなく、「つなげていく」という視点が重要です。水辺については、災害対策などの安全管理面と調和を図った上で生物の生息環境を保全再生し、市民が水辺の自然を楽しめるような環境の整備が求められています。また、市民に生物多様性の恵みを実感していただくためには、都市農業や水産業を振興するとともに、農業・水産業の大切さについて理解を広めていくことも必要となります。

2. 水や緑とのふれあいの場の確保

(1) 市街地の緑や樹木等の保全

① 特別緑地保全地区

都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地を保全するために、「都市緑地法」に基づいて特別緑地保全地区を指定しています。

本市では、健康で文化的な都市生活の確保を図るために、昭和56年3月20日、千葉県初の特別緑地保全地区として次の3地区を指定しました。

- ・平田特別緑地保全地区（平田2丁目の一部）約0.7ha
- ・子の神特別緑地保全地区（北方3丁目の一部）約0.7ha
- ・宮久保特別緑地保全地区（宮久保4丁目の一部）約0.6ha 計3地区約2ha

② 近郊緑地保全区域

「首都圏整備法」に基づく首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境を有し公害、災害の防止及び無秩序な市街地化の防止に効果のある緑地について、その周辺住民の健全な生活環境を確保するため、「首都圏近郊緑地保全法」に基づいて指定されています。

本市では、昭和45年5月25日に行徳近郊緑地保全区域（約83ha）が指定され、海面埋立事業によって造成された工場群に接して広大な緑地が保全されています。

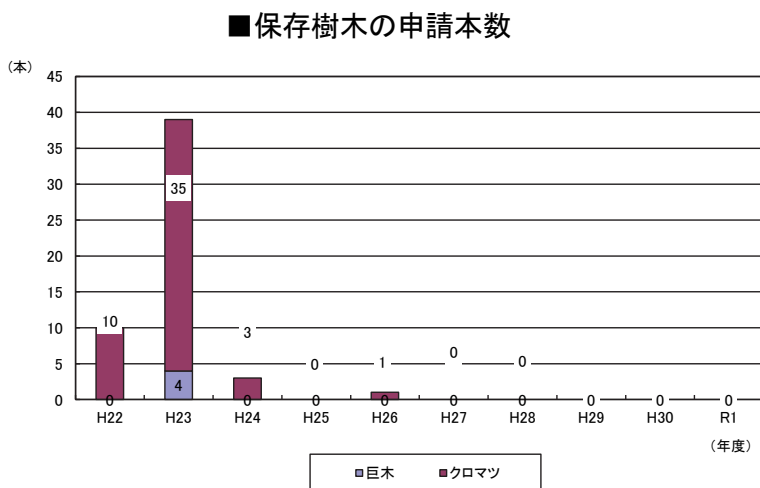
③ 保存樹林及び保存樹木

都市の健全な環境の維持及び向上を図る観点から特に良好な一団の樹木について、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づいて指定しています。

本市では昭和48年11月1日に第1号保存樹林として指定した大野町1丁目の斜面緑地（梨風東緑地）をはじめ、現在4箇所約1.7haを指定しています。

また、平成14年度には、市街地に残された貴重な巨木や市の木であるクロマツを保存・育成するため、市川市保存樹木協定制度を制定しました。これは、胸高幹周3m以上の巨樹及び胸高幹周1.5m以上のクロマツについて、その所有者と「樹木の保存等に関する協定」を締結し、保存樹木の樹名板を設置した樹木に対して管理費等の一部を補助するものです。

令和元年度末で巨木43本、クロマツ132本の協定を締結しています。



若宮にある協定樹木

(2) 緑豊かな公園等の整備

本市には、417箇所、175.23haの都市公園があります。市民1人当たりの公園面積にすると約3.56㎡で、千葉県平均の7.00㎡（平成30年3月31日現在）を下回っています。

地域別にみると大柏、国分、国府台地区には、総合公園、運動公園、都市緑地など比較的規模の大きい公園がありますが、市街地の市川、八幡、市川駅南、本八幡駅南地区にはこのような公園は多くありません。

行徳、南行徳地区は、区画整理事業に伴い計画的に公園が配置されたため、当初1人当たりの公園面積が比較的多い地域でしたが、人口の急増に伴い南行徳地区では再び1人当たりの公園面積が市平均を下回っています。

公園は地域の自然環境の維持・向上に重要な役割を果たすことから、市川市みどりの基本計画において、令和7年までの都市公園整備目標を1人当たり4.73㎡として、公有地、工場跡地、休耕地、優良山林等の用地を確保し、整備を進めています。また、既設の公園については、より広く利用されるよう施設の充実を図っています。

■都市公園の現況

(令和2年3月31日現在)

種別		園数	面積(ha)	代表的な公園の名称	
総数		417	175.23		
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	346	32.03	国府台児童公園、東根公園
		近隣公園	12	17.94	須和田公園、駅前公園、大洲防災公園
		地区公園	3	14.81	里見公園、小塚山公園、広尾防災公園
	都市基幹公園	総合公園	1	14.98	大町公園
		運動公園	3	13.13	国府台公園、塩浜1号公園
歴史公園		3	6.18	国分尼寺跡公園、姥山貝塚公園	
都市緑地		49	76.16	じゅん菜池緑地、大柏川第一調節池緑地	
市民1人当たり公園面積(㎡)		3.56			
市域面積に対する割合(%)		3.09			

(3) 生垣助成事業

市街地における潤いのある緑豊かな環境づくりと地震や火災などの災害に強い街づくりの一環として、生垣づくりを奨励し費用の一部を補助しています。平成元年より事業を行っていますが、現在は費用の助成を公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団を通じて行っています。これまでに410件、整備総延長6,282mの生垣が助成により設置されました。

〈生垣助成事業〉(実績)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	累計(H1～)
申請件数(件)	4	2	5	2	4	410
整備延長(m)	26.5	17.5	41	44	38	6,282
補助金額(千円)	400	262	562	660	841	52,591



生垣整備前



生垣整備後

(4) 屋上等緑化補助事業

建築物の屋上、バルコニー、壁面を緑化することで都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和と良好な自然環境の実現を図るため、平成13年より設置費用の一部を補助しています。これまでに39件、計1,506㎡の緑化を行いました。

〈屋上等緑化助成事業〉(実績)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	累計(H13～)
申請件数(件)	2	0	2	0	0	39
緑化面積(㎡)	147	0	68.5	0	0	1,506
補助金額(千円)	762	0	400	0	0	8,561
緑化の種類	屋2	0	屋2	0	0	屋35、ベ2、壁2

※ 屋：屋上緑化、ベ：バルコニー緑化、壁：壁面緑化

(5) 国分川調節池上部活用事業

国分川調節池の整備事業は、真間側流域の総合治水対策の一環として国分川及び春木川の洪水を軽減することを目的として千葉県が事業主体になって進めてきましたが、平成25年度末で掘削を完了しました。

この国分川調節池は全体面積約24ha、東西約100～300m、南北約1,200mにわたる広大な水辺空間となることから、本市では平常時の有効利用を図るため、市民の方々とともに検討を

行っています。調節池の活用には、洪水の危険から地域を守る治水機能を維持することを前提として、多様な自然と触れ合える憩いの場や、運動やイベントを行うことができる場を確保していきます。

平成19年度から、市と市民の協働による「国分川調節池を育む会」を立ち上げ、利用計画や運営管理の検討を進め、平成21年度には「国分川調節池上部活用基本計画」を策定しました。平成25年度から上部整備の工事に着工しており、平成29年度に完成しました。

(6) 江戸川活用総合計画

本市を雄大に流れる江戸川は、市民の公募による「いちかわ景観100選」にも選ばれるなど、人々の憩いとやすらぎの場として親しまれています。

江戸川の魅力をさらに高めるため、国はサイクリングロードや緊急用船着場、そして多くの方が利用できるようバリアフリーに配慮したスロープなど、市の要望を受けて整備を行ってきました。

また、市は河川を彩る桜並木や自然観察の場となるピオトープ、そして休憩施設等の環境整備を行ってきました。今後も市民がより親しみをもてる水辺空間となるよう取組んでいきます。



土手に整備された桜並木

(7) 多自然川づくりの推進

大柏川では、平成2年度に建設省（現 国土交通省）が新たな川づくりとして、人間生活と調和する豊かな自然の保全と創造に配慮した河川事業を実施することを目的に創設し推進している「多自然型川づくり（現「多自然川づくり）」を平成7年度から実施しています。

なお、河川改修にあたっては、瀬と淵を保全または再生し、川幅を広くとれるところは広くし、護岸は緩勾配とし、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の川がもつ構造的な多様性を尊重し、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図る「自然にやさしい川づくり」、「川らしい川づくり」を実施しています。

これにより、生物の良好な生活環境に配慮するなど、地域の特性を活かした美しい自然環境を保全、創出し、新しいまちづくりと一体となった川づくりを進めています。



整備前：鋼矢板護岸



整備後：多自然型護岸

3. 都市農業の振興

都市農業は、単に新鮮で安全な農産物の供給にとどまらず、心安らぐ風景や交流の場を提供するほか、ヒートアイランド現象の緩和や雨水の保水をもたらすなど様々な機能を有しており、市民の生活に大きく寄与しています。

そこで、本市では、農家と市民とが共存する魅力ある都市農業をめざし、農業経営基盤の充実はもとより、市民が都市農業への理解を深め、農作業を身近に感じてもらうこと（体験農園事業）や環境にやさしい農業の推進など様々な事業を展開しています。

体験農園事業

本市では昭和52年度から農家の協力を得て、市民農園を開設しており、令和2年4月1日現在、6箇所、604区画を整備しています。

また、平成元年からサツマイモなどの栽培体験ができる「ふれあい農園」を実施しています。

これは、都市化の進んだ本市において、市民が土への親しみや都市農業への理解を深めることができるよう、また農作業を通じ、みどりとのふれあいを持ってもらうために行っているものです。



市民農園で栽培している野菜



ふれあい農園でのサツマイモの収穫

4. 都市型水産業の振興

市川の水産業は400年以上の歴史がありますが、江戸時代には幕府より保護・奨励された製塩業が主流でした。その後、製塩業に代わり明治の末頃よりノリの養殖が始まり、現在まで江戸前の品質の良いノリが生産されています。その他、塩浜地先では、アサリなどの採貝漁も行われており、それ以外には東京湾内で底引き網漁・刺し網漁などによってスズキ、カレイ等が水揚げされています。

水産業に対する振興事業

本市では、水産業の振興と市民の水産業への理解を深めてもらうために、行政、生産、販売、消費者からなる団体を組織し、団体が行う、市川産の水産物の学校給食での使用、市内での販売促進、ノリすき体験教室などの事業に対し支援しています。

また、漁場環境の保全を目的に漁業協同組合が実施する、アサリ増殖などの採貝業の振興や、ノリ養殖施設への船舶侵入防止のためにブイを設置するなどの事業への支援、干潟の機能維持・再生活動を目的に千葉県が設立した団体への支援を行っています。



ノリの陸上採苗



ノリすき体験教室